

会議録

- 1 会議の名称 令和5年第8回選挙管理委員会定例会
- 2 開催年月日 令和5年8月3日（木）
- 3 開始・終了時刻 午前10時00分～午前10時14分
- 4 開催場所 一関市役所 選挙管理委員会室（2階 大会議室）
- 5 出席委員氏名
高橋秀典委員長
阿部和子委員
金今壽信委員
佐藤福委員
- 6 欠席委員氏名 なし
- 7 説明者の職氏名 選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
- 8 出席職員職氏名
選挙管理委員会事務局長 菅原 哲紀
選挙管理委員会事務局長補佐 鈴木 勝憲
選挙管理委員会事務局主任主事 佐藤 翼
- 9 付議事件
○議案第25号 選挙人名簿から抹消すべき者について
○議案第26号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
○議案第27号 投票立会人の選任について
○議案第28号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
○議案第29号 共通投票所の投票立会人の選任について
○議案第30号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
○議案第31号 期日前投票所の投票立会人の選任について

- 議案第32号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 議案第33号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について

10 会議の公開又は非公開 公開

11 傍聴人數 0人

委員長 開会

(議案第25号 選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 令和5年8月1日現在において、別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。内訳は、死亡した者、男70人、女63人の合計133人、転出後4箇月を経過した者、男351人、女390人の合計741人を合せた男421人、女453人の合計874人を抹消し、令和5年8月1日現在の名簿登録者数は、男45,214人、女48,327人の合計93,541人となります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第26号 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

(議案第27号 投票立会人の選任について)

(議案第28号 共通投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

(議案第29号 共通投票所の投票立会人の選任について)

(議案第30号 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

(議案第31号 期日前投票所の投票立会人の選任について)

事務局長 議案の朗読（6件を一括審議）

○ 議案第26号から議案第31号につきましては、岩手県知事選挙及び岩手県議会議員選挙の各投票所における投票管理者、その職務代理者及び投票立会人を選任しようとするものであります。

投票管理者、その職務代理者及び投票立会人につきましては、選挙権を有する者の中から、市町村の選挙管理委員会が選任するものとされております。

○ 議案第26号につきましては、投票区投票所の投票管理者、その職

務代理者を選任しようとするものであります。

- 議案第27号につきましては、投票区投票所の投票立会人を選任しようとするものであります。
- 議案第28号につきましては、共通投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任しようとするものであります。
- 議案第29号につきましては、共通投票所の投票立会人を選任しようとするものであります。
- 議案第30号につきましては、期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任しようとするものであります。
- 議案第31号につきましては、期日前投票所の投票立会人を選任しようとするものであります。

なお、当日投票所の投票立会人につきましては、一つの投票区において現在調整中でございますので、後日提案することといたします。

また、投票立会人の選任におきましては、若者の投票立会人を募集しており、今回の選挙につきましては当日の投票所において、7人の若者の投票立会人を選任しているところでございます。

委員長 議案に対する質疑

金今壽信委員 若者の投票立会人はどの地域の人でしょうか。

事務局長 一関地域が5人、千厩地域が2人です。

その他質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第32号 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について)

事務局長 議案の朗読

- 議案第32号につきましては、開票管理者及びその職務代理者を選任しようとするものであります。開票管理者につきましては、公職

選挙法の規定で当該選挙の選挙権を有する者の中から選任することとされております。今回の選挙につきましては、開票管理者につきましては、市の総務部長であります千葉敏紀、開票管理者の職務を代理すべき者につきましては、市の商工労働部長であり前の選挙管理委員会事務局長であります今野薰をそれぞれ選任しようとするものであります。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

(議案第33号 在外選挙人名簿から抹消すべき者について)

事務局長 議案の朗読

○ 議案第33号につきましては、在外選挙人名簿から抹消すべき者についてであります。在外選挙人名簿の登録者につきましては、公職選挙法の規定により、国内に住所が作成されてから4箇月経過した場合には抹消ということになります。今回、令和5年3月に住民票が作成された者がおりましたので、その者につきまして、在外選挙人名簿から抹消しようとするものであります。今回の抹消によりまして、在外選挙人名簿の登録者数は令和5年8月3日現在で56名になるものでございます。

委員長 議案に対する質疑

質疑なし

委員長 原案のとおり可決

委員長 閉会